

第4章

計画の推進のために

第4章 計画の推進のために

1. 計画の周知

計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、各種施策に参加し取り組めるよう、市ホームページやSNS等、多様な媒体を活用し、市民へ本計画の周知を行います。

2. 推進体制

自殺対策を推進するため、福島市自殺対策推進本部へ本市の状況を定期的に報告するとともに、第3章で記載した各施策を担当する各課との連携を図り、本市における総合的な自殺対策を推進します。

関係機関や民間団体等で構成する「福島市自殺対策ネットワーク会議」において、さまざまな分野と連携を図るとともに、関係者の知見を活かして地域全体での自殺対策への取り組みを推進します。

3. 進行管理

本計画の取り組み状況や目標値については、目標設定・推進・検証・見直しのPDCAサイクルにより定期的に進捗状況を確認するとともに、その進捗状況を「福島市自殺対策ネットワーク会議」において報告し意見を取り入れることで、目標の達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。

資料編

資料1 福島市自殺対策推進本部設置要綱**(設置)**

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、福島市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) その他、自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 本部に本部長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 本部に副本部長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集しその議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、会議に関係者等の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)
福島市自殺対策推進本部

副市長
水道事業管理者
教育長
危機管理監
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民・文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
保健所長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
消防長
水道局長

資料2 福島市自殺対策ネットワーク会議設置要綱**(設置)**

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、福島市自殺対策ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)自殺対策のための連携及び情報交換に関すること。
- (2)自殺対策の推進に関すること。
- (3)その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 ネットワーク会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)医療、保健又は福祉に関係する者
- (3)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク会議に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初のネットワーク会議は、市長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めことができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月2日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、要綱施行時の委員の任期は、平成32年6月30日までとする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、委員の任期は、令和4年12月15日から令和6年11月30日までとする。

福島市自殺対ネットワーク会議委員

区分	推薦団体
学識経験者	福島学院大学
教育関係	福島市中学校長会
医 療	福島市医師会
福 社	福島県精神保健福祉士会
	福島市社会福祉協議会
	福島市民生児童委員 会長連絡会
民 間	福島いのちの電話
	福島れんげの会
	チャイルドラインふくしま
経営・労働	福島商工会議所
	福島労働基準監督署
行 政	福島警察署
	福島北警察署

資料3 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定

めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関

して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

資料4 相談窓口一覧

(注) 相談受付時間の曜日指定の場合は、
祝日・年末年始を除きます。
(令和5年5月現在)

●こころや身体に不調がある方

こころの病・不安・孤独・生きているのがつらいなどのさまざまな悩み相談			
こころの健康相談ダイヤル	0570-064-556	月～金	9:00～17:00 18:30～22:00
福島いのちの電話	536-4343	毎日	10:00～22:00 第3土曜日 10:00～翌日10:00
福島いのちの電話(メール相談)	ホームページよりアクセス https://www.fukushima-inochi.com/		5日以内に返信します
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日	8:00～翌日8:00
よりそいホットライン	0120-279-226		24時間
こころの健康、ひきこもり、アルコール問題、障がい者の医療・社会復帰に関する相談			
福島市障がい福祉課	525-3746	月～金	8:30～17:15
福島市健康推進課	525-7674	月～金	8:30～17:15
福島県精神保健福祉センター	535-3556	月～金	9:00～17:00

●家庭関係に深刻な問題がある方

女性が抱える相談			
福島市こども家庭課	525-3780	月～金	8:30～17:15
福島県女性のための相談支援センター	522-1010	毎日	9:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
家庭関係や児童虐待、子育ての悩み相談			
福島市こども家庭課	525-3780	月～金	8:30～17:15
福島県中央児童相談所	534-5101	月～金	8:30～17:15
老後の不安、介護の悩み相談			
福島市長寿福祉課	525-7657	月～金	8:30～17:15

●仕事や職場で悩んでいる方

事業主等及び労働者からのこころ・身体の健康に関する相談			
福島産業保健総合支援センター	526-0526	毎週木曜日	10:00～12:00

●お金のトラブルを抱えている方

悪質商法等の消費者トラブルに関する相談			
福島市消費生活センター	522-5999	月～金	9:00～16:00
多重債務に関する相談			
福島市消費生活センター	522-7867	月～金	9:00～16:00
悪質商法等の消費者トラブル、多重債務に関する相談			
福島県消費生活センター	521-0999	月～金	9:00～18:30 第4日曜日 9:00～16:30
多重債務に関する相談			
財務省 福島財務事務所	533-0064	月～金	8:30～12:00 13:00～16:30

●自死で大切な人を亡くした方

自死で大切な人を亡くした方の相談		
NPO法人 福島れんげの会	563-7121	ホームページ参照 https://www.kokorosasae.jp/

●ひきこもりや社会参加について悩んでいる方

ひきこもり、不登校等に関する相談		
福島県ひきこもり相談支援センター	024-955-6203	火～土 9:30～17:30

●市立小・中学校においていじめ等で悩んでいる方

市立小・中学校においていじめ等で悩んでいる方の相談		
福島市教育委員会 学校教育課	535-1111 (内線5341)	月～金 8:30～17:15
市立小・中学校において不登校等で悩んでいる方の教育相談		
福島市教育委員会 教育研修課 (総合教育センター)	536-7700	月～金 9:00～17:00

●その他、生活全般について悩んでいる方

生活、苦情などの悩み全般		
福島市市民相談室	535-2121	月～金 9:30～16:45
経済的な不安、生活の困りごと		
福島市生活福祉課	525-3725	月～金 9:00～11:30 13:00～16:30
離婚、借金、相続などの相談（適切な相談窓口の案内、無料法律相談（条件有・予約制）、弁護士費用の立替（審査制）あり）		
日本司法支援センター 法テラス（サポートダイヤル）	0570-078374	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
日本司法支援センター 法テラス（福島地方事務所）	0570-078370	月～金 9:00～17:00

●被災された方

被災された方のこころの相談		
被災者相談ダイヤル ふくここライン (ふくしま心のケアセンター)	0120-783-295	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00